

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 21 号

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料等条例（昭和 31 年岩手県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
(使用料等) 第 2 条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 検査等に係る手数料		(使用料等) 第 2 条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 検査等に係る手数料																									
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>手数料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">病性</td><td>[略]</td></tr><tr><td>病理解剖検査 1 件につき <u>3,900円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">鑑定</td><td>病理組織検査 1 件につき <u>2,400円</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	手数料	[略]		病性	[略]	病理解剖検査 1 件につき <u>3,900円</u>	鑑定	病理組織検査 1 件につき <u>2,400円</u>	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>手数料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">病性</td><td>[略]</td></tr><tr><td>病理解剖検査 1 件につき <u>3,950円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">鑑定</td><td>病理組織検査 1 件につき <u>2,450円</u></td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		区 分	手数料	[略]		病性	[略]	病理解剖検査 1 件につき <u>3,950円</u>	鑑定	病理組織検査 1 件につき <u>2,450円</u>	[略]	[略]	
区 分	手数料																										
[略]																											
病性	[略]																										
	病理解剖検査 1 件につき <u>3,900円</u>																										
鑑定	病理組織検査 1 件につき <u>2,400円</u>																										
	[略]																										
[略]																											
区 分	手数料																										
[略]																											
病性	[略]																										
	病理解剖検査 1 件につき <u>3,950円</u>																										
鑑定	病理組織検査 1 件につき <u>2,450円</u>																										
	[略]																										
[略]																											
(3) [略]		(3) [略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																											

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。